

実費徴収に係る補足給付事業のお知らせ（令和7年9月～令和8年3月分）

給食費のうち、

副食費にかかった費用の一部を補助します

施設型給付を受けない幼稚園を利用されており次の要件に該当する方へ、給食費のうち副食費に相当する費用の一部を補助します。

対象となる見込みの方は、次の案内をご確認の上で期日までに申請してください。

なお、給食が提供されていても副食の提供がない場合は対象外となります。

1. 対象者

島本町の施設等利用給付の認定期間内にあり、次のいずれか（又は、両方）に該当する子ども

- ① 令和7年度市町村民税所得割額の世帯合計額が77,101円^{※1}（令和6年1月から令和6年12月までの世帯年収が約360万円相当）未満の世帯の子ども
- ② 第3子^{※2}以降に該当する子ども

※1：配当控除、住宅借入金等特別税額控除、外国税額控除、寄附金税額控除、配当割額及び株式等譲渡所得割額の控除を適用する前の税額を適用します。

※2：小学校3年生までの範囲で最年長の子どもから順に第1子、第2子、第3子…と数えます。

2. 対象費用

令和7年9月分から令和8年3月分までの副食費（おかず、牛乳、おやつなど）

※主食費（ご飯、パンなど）や人件費、光熱水費などの経費は対象となりません。

3. 補助額

月額4,900円まで

※補助額は上記月額上限額と実際に負担した金額を比較して低い方となります。

※補助額は国の動向により変更になる場合があります。

4. 申請方法

■申請先

保育幼稚園課（郵送可）

※開庁日時は、土日祝を除く9時から17時30分までです。

※保育幼稚園課窓口で申請書を記入される場合、時間に余裕をもってお越しください。

【申請時に必要なもの】

- ① 島本町実費徴収に係る補足給付事業補助金交付申請書
- ② 島本町実費徴収に係る補足給付事業補助金請求書
※①②は保育幼稚園課窓口で配布するほか、島本町ホームページに掲載しております。
※記載方法がわからない場合、記入例をご覧ください。特に、請求書には記入不要箇所がございますのでご注意ください。
- ③ 振込先口座のわかる通帳など（申請者名義のものに限る）
- ④ 印鑑
- ⑤ 対象となる月の副食費の金額がわかる領収書（写し可）
※領収書の（再）発行に関しては在籍幼稚園へお問合せください。なお、領収書の添付がない場合はその月分の申請ができません。

※令和6年1月1日から令和6年12月31日までの間に海外勤務をされている期間のある方は給与証明書（海外勤務者用）を提出していただく場合がございますので、事前に保育幼稚園課までご連絡ください。

■申請期限

令和8年4月15日（水）

※期限を過ぎてから申請された場合、交付できないことがありますのでご注意ください。

5. 交付時期など

申請された方へは「交付可否決定通知書」の郵送をもって審査結果をお伝えします。
また、交付対象者へは令和8年5月中に指定口座へ交付決定額を振込みします。

【問合せ先】

島本町教育委員会事務局
教育こども部 保育幼稚園課
TEL：075-962-7461（直通）